

規制の事前評価書（簡素化 B）

法令案の名称：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案規制の名称：製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室評価実施時期：令和8年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

iii（製造・輸入・使用を制限する化学物質の指定）及びv（輸入を禁止する製品の指定及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定）

(該当理由)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成16年条約第3号）において廃絶対象物質が新たに追加されたことを受けた条約批准国の我が国の担保措置として、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）において新たに指定する第一種特定化学物質についての措置を3省合同審議会の専門家の科学的知見を聴取したうえで決定したことであるため、裁量の余地がない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・「チオリン酸 $O\cdot O$ -ジエチルー $O-O$ （三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル）（別名クロルピリホス）」（以下「クロルピリホス」という。）、「ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四から十七までのものであつて、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。）（別名中鎖塩素化パラフィン又はMCCP）」（以下「中鎖塩素化パラフィン」という。）、「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が九から二十一までのものに限る。以下「長鎖ペルフルオロアルカン酸」という。）（別名LC-PFCA）又はその塩」（以下「長鎖PFCAとその塩」という。）及び「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が八から二十までのものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。）」（以下「長鎖PFCA関連物質」という。）を第一種特定化学物質として定める。（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第1条第1項）
- ・クロルピリホスが使用されている1製品、中鎖塩素化パラフィンが使用されている6製品並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質が使用されている10製品を輸入禁止製品に追加する。（令第7条）
- ・長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火器等」という。）に基準適合義務・表示義務を課す。（令原始附則第4項）

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）は、人や動植物への長期毒性を有する化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質の製造・輸入・使用等について規制する法律である。
- ・また、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質の製造や使用等を国際的に制限する枠組みである残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成16年条約第3号。以下「条約」という。）において、廃絶・制限の対象となった物質については、各国が国際的に協調し、製造、輸出入及び使用を原則禁止する等の措置を講じることとしている。このため、化審法においても、廃絶・制限の対象となった物質については、化審法第2条第2項の第一種特定化学物質として定め、その製造や使用等を制限することにより、条約の義務を履行してきた。
- ・令和7年4月から5月にかけて開催された条約第12回締約国会議において、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質を新たに廃絶対象物質とすることが採択された。
- ・環境中での難分解性、生物蓄積性、かつ、長期毒性等を有する化学物質であるクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質の製造・輸入等を規制せず、一旦環境中に排出された場合には、容易に分解せず、食物連鎖等を通じて濃縮され、人の健康や環境に不可逆的な悪影響を与える可能性がある。
- ・化審法においては、環境汚染防止のために、第一種特定化学物質が使用されている製品について、当該製品の使用形態等から環境汚染を生じるおそれがある製品を輸入禁止製品に指定している。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・①クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質を第一種特定化学物質に指定する。

- ・②クロロポリホスが使用されている 1 製品（「木材用の防虫剤」、中鎖塩素化パラフィンが使用されている 6 製品（「樹脂用の可塑剤」、「生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤」、「潤滑油、切削油及び作動油」、「塗料」、「接着剤及びシーリング用の充填料」及び「はつ水剤及び繊維保護剤」）並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されている 10 製品（「業務用写真フィルム」、「潤滑油」、「塗料」、「はつ水剤及びはつ油剤」、「接着剤及びシーリング用の充填料」、「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」「ワックス」、「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地」、「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服」及び「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物」）を輸入禁止製品に追加する。
- ・③長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されている製品のうち、その形態から環境を汚染する可能性がある製品として、消火器等を基準適合義務・表示義務を課す製品に追加する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（第一種特定化学物質の指定について）

- ・クロロポリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を第一種特定化学物質に指定することにより、この製造・輸入の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならなくなる（ただし、試験研究のための製造・輸入を除く。）。
- ・クロロポリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を第一種特定化学物質に指定することにより、何人も、これらの化学物質を使用してはならなくなる（ただし、試験研究のための使用を除く。）。
- ・規制前におけるクロロポリホスについて、国内製造、輸入の実績はない。また、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質の国内製造・輸入の実績は以下のとおり。※

中鎖塩素化パラフィン

単位：トン

H26FY	H27FY	H28FY	H29FY	H30FY	R1FY	R2FY	R3FY	R4FY	R5FY
4,600	3,800	3,500	3,000	3,000	2,800	2,500	3,200	1,800	1,200

長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質

単位：トン

H26FY	H27FY	H28FY	H29FY	H30FY	R1FY	R2FY	R3FY	R4FY	R5FY
600	40	10	7	1	0	5	4	0	0

※令和 7 年 9 月 19 日 令和 7 年度第 5 回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和 7 年度化学物質審議会第 2 回安全対策部会、第 257 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 資料 1-1 より

（輸入禁止製品の指定について）

- ・何人も、政令で定める製品でクロロポリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されているものを輸入してはならなくなる。

（基準適合義務・表示義務を課される製品の指定について）

- ・主務大臣は、技術上の基準に従って長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されている消火器等を取り扱っていないと認めるときは、当該消火器等の取扱事業者に対し、その取扱いの方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとなる。

- ・厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、表示義務に違反する長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されている消火器等の取扱事業者があるときは、当該消火器等の取扱事業者に対し、告示に従って表示すべきことを命ずることができることとなる。

(効果の把握)

- ・環境中濃度の推移、環境モニタリング等により、規制の効果を把握することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(第一種特定化学物質の指定について)

- ・化学物質の製造・輸入事業者、使用事業者等において代替物質・技術の検討のコストが発生し得る。クロルピリホスについては、規制前から国内の製造・輸入の実績はなく、さらに今後の使用を予定している事業者も確認されていないことから、遵守費用は発生しないと考えられる。中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質については、条約における議論の動向等を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の取り組みが進められてきている。今後、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質の製造・輸入・使用を予定している国内事業者は確認されていないため、遵守費用は発生しないと考えられる。

(輸入禁止製品の指定について)

- ・輸入禁止製品の輸入者においてクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されていないことの確認、輸入禁止製品の代替製品の検討等に伴うコストが発生しうる。このうち、輸入者から製造元へ、輸入禁止製品にクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されていないことを確認することに伴うコストについては、軽微なものと考えられる。遵守費用を(輸入禁止製品の年間輸入件数)×(確認に伴うコスト)として考え、年間輸入件数を仮に 12 回(毎月 1 回)、1 人の社員が 1 回の確認に要する時間を 1 時間、単価を約 3,200 円(545 万円(民間給与実態統計調査(国税庁、令和 6 年(概要))の令和 6 年における「正社員(正職員)」の平均給与額(年間)÷1,714 時間(労働統計要覧(厚生労働省)毎月勤労統計調査、令和 6 年における年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模 30 人以上))と仮定すると、1 事業者当たりの年間遵守費用は、12 回×3,200 円×1 人×1 時間=38,400 円と定量化される。

(基準適合義務・表示義務を課される製品の指定について)

- ・基準適合義務・表示義務を課される製品を使用する事業者は、取扱上の技術基準に従う義務及び環境汚染を防止する措置等に関する表示を履行するコストが生じるが、長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用されている消火等に限られること、これら製品が新たに製造・輸入されることはないことから、表示を履行するための作業コストとして我が国全体で合計約 608 万円(=190 万 L/1,000L×1 人×1 時間×単価 3,200 円)、1 事業者あたり約 3,200 円の追加的なコストが生じることが見込まれる。(在庫量については、令和 5 年 4 月に RIA 事前評価を実施した「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」と同様に泡消火薬剤等に使用されているペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の 2024 年時点の在庫量と同程度である約 190 万 L と仮定し、1 箇所当たりの在庫量が約 1,000L であるとして試算を行った。)

<行政費用>

・クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が第一種特定化学物質に指定されると、製造・輸入する場合には国の許可が必要となり、許可手続のための行政費用が発生し得るが、上述のとおり、当該物質の製造・輸入を予定している事業者はないため、許可手続のための行政費用は発生しない。

・クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質の製品への使用の有無を輸入者に確認する行政費用や、消火器等の使用に係る技術上の基準を遵守しているかについて管理する行政費用が生じるが、他の化学物質に係る既存の確認・管理作業とともに行われるものであるため、追加的な費用は発生しない。

<その他の負担>

・クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質については、製造・輸入・使用を予定している国内事業者はいないため、副次的な影響及び波及的な影響は発生しないと考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質については、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することについて、理解が得られている。

<関連する会合の名称、開催日>

令和7年9月までにおいて実施した担当職員と関係事業者等との意見交換や公電調査等により意見聴取を行ったため、特段の会合名はない。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・該当しない。

<上記以外の法令案>

- ・令和 13 年度を目途に事後評価を実施予定。